

拝 啓

謹んで新春のお慶びを申し上げます。新しい年を迎え、皆さまのご健康とご多幸をお祈り申し上げます。

会員の皆さまには、日頃より、日本体育・スポーツ哲学会の運営に対して、ご理解をいただき、まことにありがとうございます。本会の諸事業は、斯学の発展を目的として実施されておりますが、それは会員の皆さまからいただく年度会費に支えられております。今後の諸活動をさらに強化していくためにも、本会では、皆さまには引き続き会員として、その事業に対してご理解をいただきますよう、お願いしております。本会の年度会費は5,000円です。未納の方は納入していただきますようお願いいたします。既に納入済の際には、悪しからず、ご容赦くださいませ。

さて、右にも述べましたように、本会の運営は皆さまからの年度会費を基に行われておりますが、残念ながら年度会費を滞納なされる方が少なからずいらっしゃいます。年度会費の滞納がありますと、本会にとって経済的な危機が生じるのは勿論のこと、学術論文誌「体育・スポーツ哲学研究」など、出版物の発送停止と解除、皆さまへの通常の連絡以外の督促状の発送などに要する、学会事務局ならびに編集委員会事務局の負担も大きくなり、本会の運営に支障をきたすことにもなりかねません。そのような深刻な事態に陥らぬよう、本会では一昨年度から今年度にかけて、会員の皆さまに「未納年度会費納入のお願い」を送付させていただいたところ、幸いにも多くの方々からご協力を賜り、相当の未納年度会費を解消することができました。しかしながら、これは本当に残念なことでありますが、依然として長年に渡って、年度会費を滞納されている方がいらっしゃるのも事実です。

本会では、このような状況をふまえ、2年度分以上、年度会費の滞納が認められる会員の方に、本日付けで、「会員資格停止の通知」と「未納年度会費の督促状」を差し上げることを、理事会（2016年12月10日開催）に諮ったうえで、決定させていただきました。この「通知」と「督促状」の送付後、もしも2017年2月末日を過ぎても依然として未納年度会費の納入が認められない場合は、同年3月11日に開催される理事会の議決、その後の臨時総会の承認を得て、「除名」とさせていただきます。

本会としましては、「除名」の通知を差し上げることは極めて残念なことでありますので、年度会費の滞納があり、資格停止となっている会員の方には、速やかに未納年度会費を納入のうえ、次年度以降も会員として本会に留まっていただきますよう、強く希望しております。過去に遡って多額の年度会費を滞納されている方には、それを分割して納入していただく方法もありますので、学会事務局までお知らせください。

それでは、右のこと、書面にてお願いを申し上げますとともに、今後も学会大会でお目にかかれま

敬 具

平成2017年1月5日

日本体育・スポーツ哲学会

理事長 畑 孝 幸

日本体育・スポーツ哲学会

会員の皆さま